

介護業務・テクノロジー伴走支援センターおきなわキックオフイベント

令和7年度

沖縄県介護テクノロジー定着支援事業 補助金の概要について



令和7年8月1日

沖縄県保健医療介護部 高齢者介護課



本日も説明する内容

1 事業の概要

2 補助対象メニュー

- ① 介護テクノロジーの導入支援
- ② 介護テクノロジー「パッケージ型」導入支援
- ③ 導入支援と一体的に行う業務改善支援

3 補助要件について

4 今後のスケジュール（事業の流れ）

5 提出書類、皆様へのお願い

補助対象者

- 沖縄県内に所在する介護保険法に基づく指定又は許可を受けた介護サービス事業所
- 老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホームを運営する者【今回追加】

補助対象経費

① 介護テクノロジー等の導入支援

ア 重点分野に該当する介護テクノロジー

経済産業省や厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する機器（9分野16項目）

イ その他の機器

介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながる機器

② 介護テクノロジー「パッケージ型」導入支援

重点分野のうち「介護業務支援」に該当するテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーの組合せによる導入例)介護ソフト+「見守り・コミュニケーション」に該当する機器

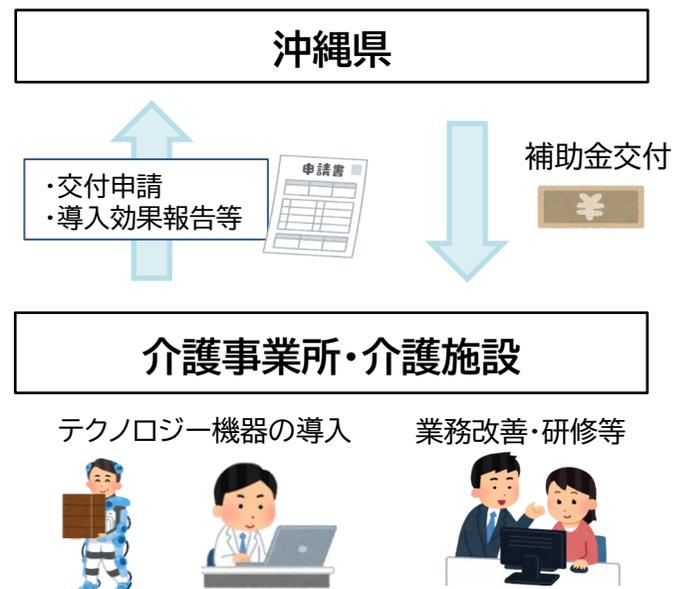
③ 導入支援と一体的に行う業務改善支援

コンサルティング会社等による第三者からの業務改善支援など例)コンサル費用、生産性向上に関する研修の受講経費等

補助率

4分の3以内

事業イメージ



	令和7年度	令和6年度
事業名	介護テクノロジー 定着 支援事業	介護テクノロジー導入支援事業
対象事業所	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法に定める全てのサービス事業所 養護老人ホーム、軽費老人ホーム 	介護保険法に定めるサービス事業所 (みなし指定等を除く)
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 介護テクノロジーの導入支援 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援 導入支援と一体的に行う業務改善支援 	<ul style="list-style-type: none"> 介護ロボット等の導入支援 ICT等の導入支援
補助要件等	<ul style="list-style-type: none"> 業務改善計画の作成・報告 業務改善に係る効果の報告 ①民間コンサルタント等による支援、または②県が設置する「介護業務・テクノロジー伴走支援センターおきなわ」の研修受講及び事前相談 施設系サービスの場合:利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 居宅サービス、居宅介護支援事業所の場合:令和7年度中にケアプランデータ連携システムの利用開始 	<ul style="list-style-type: none"> 業務改善計画の作成・報告 業務改善に係る効果の報告 等

2 | 補助対象メニュー

2. 補助対象メニュー ①介護テクノロジーの導入支援

ア 重点分野に該当する介護テクノロジー

厚生労働省等が定める「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する機器（9分野16項目）

移乗支援(装着)

介助者のパワーアシストを行う装着型の機器



移乗支援(非装着)

介助者による移乗動作のアシストを行う非装着型の機器



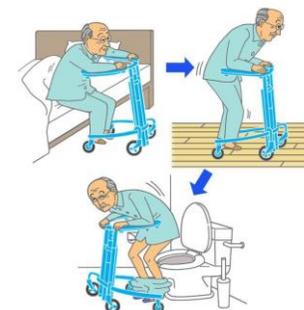
移動支援(屋外)

高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できる歩行支援機器



移動支援(屋内)

高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポート、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援する歩行支援機器



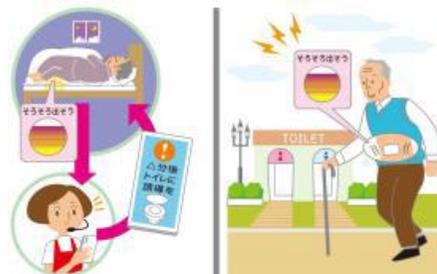
移動支援(装着)

高齢者等の外出等をサポートし、転倒予防や歩行等を補助するロボット技術を用いた装着型の移動支援機器



排泄支援(排泄予測・検知)

排泄を予測又は検知し、排泄タイミングの把握やトイレへの誘導を支援する機器



排泄支援(排泄物処理)

排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレ



排泄支援(動作支援)

ロボット技術を用いてトイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援する機器

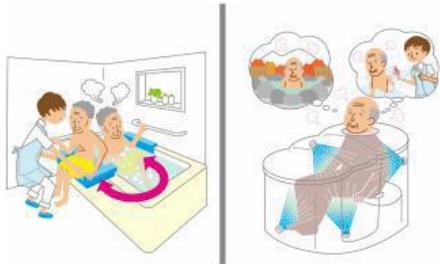


2. 補助対象メニュー ①介護テクノロジーの導入支援

ア 重点分野に該当する介護テクノロジー

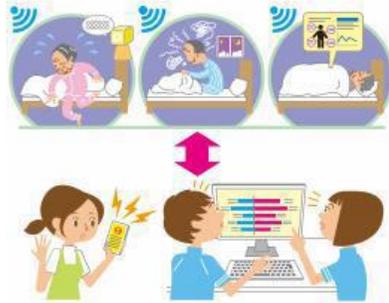
入浴支援

入浴におけるケアや動作を支援する機器



見守り(施設)

介護施設において使用する各種センサー等や外部通信機能を備えた機器システム、プラットフォーム



見守り(在宅)

在宅において使用する各種センサー等や外部通信機能を備えた機器システム、プラットフォーム



コミュニケーション

高齢者等のコミュニケーションを支援する機器



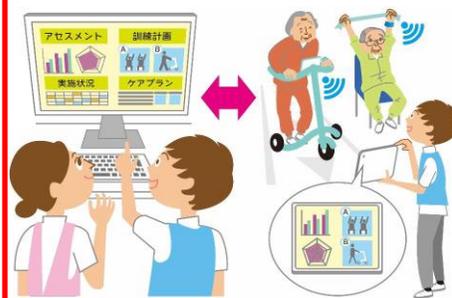
介護業務支援

介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等への介護サービス提供に関わる業務に活用することを可能とする機器・システム



機能訓練支援

介護職等が行う身体機能や生活機能の訓練における各業務(アセスメント・計画作成・訓練実施)を支援する機器・システム



食事・栄養管理支援

高齢者等の食事・栄養管理に関する周辺業務を支援する機器・システム



認知症生活支援・ケア支援

認知機能が低下した高齢者等の自立した日常生活または個別ケアを支援する機器・システム



2. 補助対象メニュー 「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する機器

「福祉用具情報システム(TAIS)」で「介護テクノロジー」として選定された機器は、原則として補助対象
【(公財)テクノエイド協会ホームページ】 <https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php>

公益財団法人テクノエイド協会
The Association for Technical Aids (ATA)

Welcome to association for technical aids' home page

福祉用具情報システム
Technical Aids Information System

福祉用具情報システムトップ

ホーム > 福祉用具情報システム

福祉用具情報システム (TAIS)

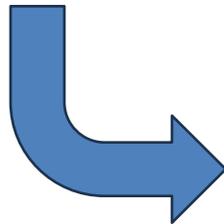
福祉用具情報システム (TAIS) は、国内の福祉用具製造事業者又は輸入事業者から、「企業」及び「福祉用具(※)」情報を収集し、当協会のホームページから情報発信するシステムです。

利用者や介護者の状態に即した適切な福祉用具を選定するためには、「仕様」や「機能」、「性能」などに関する情報が必要です。TAISは、これらの情報を提供することによって、福祉用具の適切な選定及び利用の推進を図ります。

TAIS:「Technical Aids Information System」の略

(※) 介護テクノロジーを含む。

介護テクノロジーとは、令和6年6月28日、厚生労働省と経済産業省が定める9分野16項目の機器等も含みます。



介護テクノロジーのカテゴリから探す NEW!

移乗支援 (装着)	移乗支援 (非装着)	移動支援 (屋外)	移動支援 (屋内)	移動支援 (装着)	排泄支援 (排泄物処理)	排泄支援 (排泄予測・検知)	排泄支援 (動作支援)
見守り・コミュニケーション (施設)	見守り・コミュニケーション (在宅)	見守り・コミュニケーション (コミュニケーション)	入浴支援	介護業務支援	機能訓練支援	食事・栄養管理支援	認知症生活支援・認知症ケア支援

イ その他の機器

介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると県が判断した機器

【その他の例】

- 職員間の情報共有や職員の移動負担の軽減など効率的なコミュニケーションを図るための機器(インカム等)
- バックオフィスソフト(給与、勤怠管理等)
- バイタル測定が可能なウェアラブル端末 等



2. 補助対象メニュー ①介護テクノロジーの導入支援

■ 補助率・上限額

事業に要した経費の**4分の3**または下表に定める基準額を比較して少ない方の額

区分		上限額
ア 重点 分野	「移乗支援」、「入浴支援」	100万円(1機器あたり)
	「介護業務支援」のうち「介護ソフト」	100万円～250万円
	「移動支援」、「排泄支援」、「見守り・コミュニケーション」、「機能訓練支援」、「食事・栄養管理支援」、「認知症生活支援・認知症ケア支援」	30万円(1機器あたり)
イ	その他(重点分野以外の機器)	100万円(1機器あたり)

■ 留意事項

- 本事業で導入する1回あたりの限度台数は、**利用定員の2割**まで。
- 機器等の導入に付帯して必要となる経費(Wi-Fi環境を整備するために必要な工事費、情報端末(PC、タブレット端末などの導入経費)についても、補助対象。
- テクノロジー機器等と一体的に導入する情報端末(PC、タブレット端末)1台当たりの補助上限額は10万円

2. 補助対象メニュー ①介護テクノロジーの導入支援

■ 介護ソフトを導入する場合

職員数に応じて必要なライセンス数や合計金額が変動する契約の場合は下表の金額、それ以外の方式の契約の場合は一律250万円を基準額とする

職員数 ※1	上限額	補助率
1名以上10名以下	100万円／事業所	3／4
11名以上20名以下	150万円／事業所	
21名以上30名以下	200万円／事業所	
31名以上	250万円／事業所	

※1 直接処遇職員だけではなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も含む。

■ 留意事項

導入する介護ソフトは、記録業務、情報共有業務※2、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているもの(転記等の業務が発生しないものであること)。

※2 事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。



■ 補助対象経費

「介護業務支援」に該当するテクノロジー(介護ソフト等)とそのテクノロジーと連動することで効果が高まると考えられるテクノロジーを組み合わせ導入した場合

例

- 介護ソフト + 「見守り・コミュニケーション」に該当する機器
- 「介護業務支援」に該当する複数の機器
- 介護記録ソフト + 介護請求ソフト 等

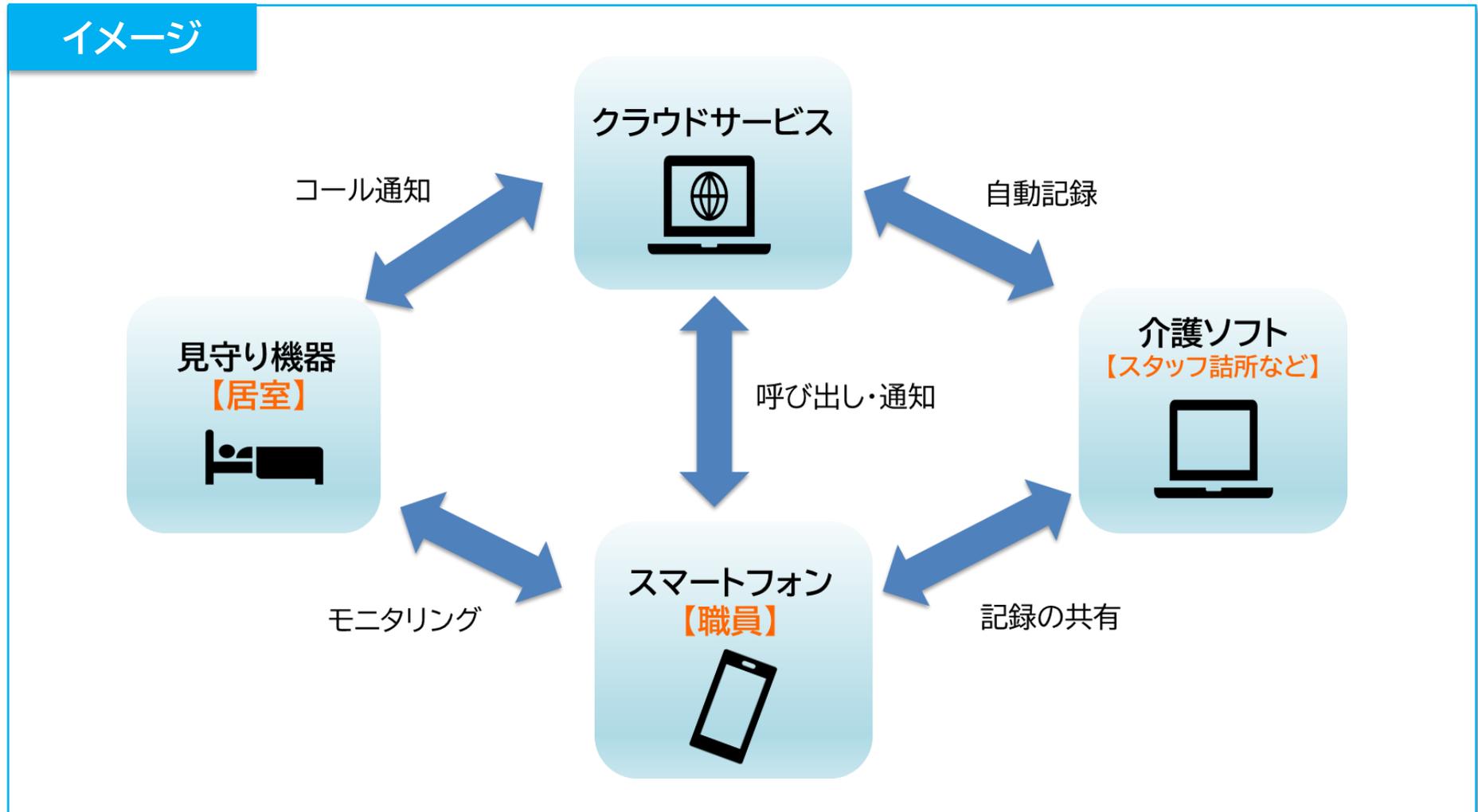
■ 補助率・上限額

事業に要した経費の**4分の3**または下表に定める基準額を比較して少ない方の額

対象経費の種類	上限額
機器等の合計金額 (※)	400万円(1事業所あたり)

※ Wi-Fi環境の整備、スマートフォン、タブレット端末に係る経費も対象

<例>「介護ソフト」と「見守り機器」など



■ 補助対象経費

介護事業所等が生産性向上に向けた課題解決につなげ、介護テクノロジーの活用を継続的に行えるようにするため、生産性向上ガイドラインに基づき、本事業による介護テクノロジーの導入に際し、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者から個別の契約に基づき、以下①、②、③に係る支援等を受けるための費用

① 事前評価

② 業務改善に係る助言・指導

③ 事後評価（導入後の定着支援含む）

- ※ 「介護テクノロジーの導入支援」、「パッケージ型導入支援」のどちらかと併せて申請。
- ※ 単なるメーカーや販売店等による機器の操作説明は対象外

■ 補助率・上限額

事業に要した経費の**4分の3**または下表に定める基準額を比較して少ない方の額

対象経費の種類	上限額
上記補助対象経費	45万円



3 | 補助要件について

以下の①～⑧をすべて満たすことが補助の要件となります。

- ① **施設系サービス**については、**利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置**(名称は問わない。)すること。
- ② **居宅系サービス**については、**令和7年度までに「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始**すること。
- ③ 収入の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること。
- ④ 独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。

- ⑤ 介護事業所等が生産性向上に向けた課題解決につなげ、介護テクノロジーの活用を継続的に行えるようにするため、以下のア、イに掲げる支援を受けること。

ア コンサルティング会社等の業務改善支援を受けるか、**県が設置した相談窓口(介護業務・テクノロジー伴走支援センター)**に**事前相談**を行うこと。

イ センターが実施するキックオフイベントの「介護テクノロジー導入前の準備と活用ステップ」**セミナーを受講**すること(アーカイブ動画の視聴も可)。

- ⑥ 厚生労働省が発行するガイドライン等を参考に、業務改善計画を作成してその実施に取り組むこと。
- ⑦ 科学的介護情報システム(LIFE)による情報収集に協力すること。
- ⑧ 厚生労働省が実施する効果検証事業等に可能な限り協力すること。

3. 補助要件 県が設置するセンターへの事前相談について

申請時に提出する業務改善計画の作成にあたって、原則として「介護業務・テクノロジー伴走支援センターおきなわ」の相談窓口で事前相談を行うこととします。

また、相談を申し込む際には、あらかじめ「テクノロジーで解決したい自事業所の課題感」と、導入したい「テクノロジーの区分・機器」をイメージしていただくと相談がスムーズとなります。

【相談イメージの例】

良い例	<ul style="list-style-type: none">● 夜勤業務の効率化のために、見守りシステムの導入を検討しているが、どのような機器があるか？● 職員間の情報共有を容易にすることを目的として、A社のインカムの導入を考えている。事前にどのようなことを検討すべきか相談したい。	
難しい例	<ul style="list-style-type: none">● 相談が補助金の要件なので、とりあえず電話した。● 何から手を付けてよいのかわからないので、とにかく一からすべて教えて欲しい。	

3. 補助要件 県が設置するセンターへの事前相談について

まずは「かいテクおきなわ」ご相談フォームから！ ▶ <https://okinawa-kaigocenter.com/>

The image shows a screenshot of the 'かいテクおきなわ' website. The top navigation bar includes 'HOME', 'アクセス', '介護施設・事業所の方へ', and '開発企業の方へ'. The main heading is 'CONTACT ご相談受付'. Below this, there are two call-to-action buttons: '介護施設・事業所の方はこちら' (highlighted with a red box) and '開発企業の方はこちら'. A large blue arrow points from the website to a zoomed-in view of the '介護事業所からの相談受付シート' (Consultation Sheet for Care Facilities). The form includes fields for '法人名*', '事業所名*', 'サービス種別*', '事業所〒*', '事業所住所*', '相談者(代表者)氏名*', '事業所連絡先電話番号*', and '事業所連絡先E-mail*'. There are also checkboxes for '個人情報の取り扱いについて' and '介護施設からの相談受付シート'.

【主な質問項目】

- 生産性向上、改善活動の手法のお困りごと
- 相談したいテクノロジーの分野 etc…

4 | 今後のスケジュール

- ▶ 募集開始後のスケジュールは以下を予定しています（例年と異なりますのご注意ください）

事業の流れ	時期（予定）
(1) 事前協議書等の提出【事業者→県】	令和7年8月中旬～9月中旬（約1ヵ月）
(2) 内示通知【県→事業者】	令和7年9月下旬～10月上旬
(3) 交付申請書等の提出【事業者→県】	令和7年10月中旬 ※内示時に提出期限をお知らせします。
(4) 交付決定【県→事業者】	令和7年10月下旬～11月上旬 ※交付申請後随時
(5) 事業の実施【事業者】 （契約・納品、 <u>メーカー等への代金振込含む</u> ）	(4)の交付決定後
(6) 実績報告書等の提出【事業者→県】	事業完了後30日以内または 令和8年1月31日のいずれか早い日
(7) 補助金の支払い【県→事業者】	随時（確定通知後～令和8年3月31日まで）

5 | 提出書類 & 皆様へのお願い

- ▶ No.1～2は法人(事業者)ごと、No.3～6は申請する各事業所ごとに提出をお願いします。

① 法人(事業者)ごとにまとめて提出



No.	提出書類チェックリスト
1	介護テクノロジー定着支援事業事前協議書(様式2)
2	優先順位表 【同一法人から複数事業所(施設)の申請を行う場合に提出】

② 各事業所ごとに提出

No.	提出書類チェックリスト
3	介護テクノロジー導入計画書(別紙1)、業務改善計画(別紙1-2)
4	補助金所要額調書(別紙2)
5	導入機器等のカタログ・仕様書等、機器の名称・機能がわかる書類(写し可) ※通信環境整備費用を計上する場合は、整備の内容がわかる書類(図面等)を含む。
6	見積書の写し ※製品の内容・付帯経費、数量など <u>内訳が分かるもの</u>

- 事業内容や申請手続きについてご不明な点がありましたら、下記の沖縄県担当部署までご連絡ください。**(原則メールでお願いします)**

【担当部署】 沖縄県保健医療介護部 高齢者介護課 支援班
【電話番号】 098-866-2214
【メールアドレス】 aa021156@pref.okinawa.lg.jp



- 介護ロボットやICT等の導入に関するご相談は、「**介護業務・テクノロジー 伴走支援センターおきなわ**」までお気軽にお問い合わせください。

【電話番号】 098-869-5617
098-869-0855 **(8月12日以降)**
【受付時間】 9時～17時 (土日祝・年末年始は除く)
【メール】 okinawa-support@kaigo-center.or.jp

かいテク沖縄HP



～ 長時間のご清聴ありがとうございました ～